

改正 平成19年4月広警務第795号

各部長・参事官
各所属長

この度、広島県警察の会計監査の実施に関する訓令（平成16年広島県警察本部訓令第17号）を定めた。この訓令の制定の趣旨、概要及び運用上の留意事項について次のとおり定め、平成16年5月13日から実施することとしたので、適切な運用に配慮すること。

1 制定の趣旨

会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）が制定され、平成16年4月1日から施行されたことに伴い、広島県警察が行う会計の監査（以下「会計監査」という。）について、会計監査実施計画の策定時期、公安委員会への報告等について、その実施細目を定めた。

2 訓令の概要

(1) 会計監査員等（第2条関係）

規則第2条において、警察本部長（以下「本部長」という。）は会計監査実施者となっているところ、同条第2項に掲げられた会計監査の重点項目、会計監査の対象所属及び会計監査の時期（以下「会計監査項目」という。）に応じて、本部長が指名する会計監査員に監査を行わせることができることとした。

(2) 会計監査実施計画（第3条関係）

規則第2条に定める会計監査実施計画には、会計監査項目のほか、本部長が必要と認める監査項目を年度当初までに定めることとした。

なお、会計監査実施計画策定後に、会計検査院による検査、警察庁による監査、監査委員による監査及び会計管理者による検査の実施並びに重大な事件、事故の発生等により、効率的な監査の実施上、会計監査の時期、対象所属等を調整する必要があると特に認められる場合には、本部長が会計監査実施計画を変更することができることとした。

(3) 会計監査への協力（第5条関係）

規則第5条において、会計監査実施者は、会計監査を実施するため必要があるときは、会計監査の対象所属の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求めることができることとされているが、会計監査の対象所属の長は、これに応ずることはもとより、その他会計監査の目的が達せられるよう、会計監査に積極的に協力すべきことを定めた。

(4) 公安委員会への報告（第7条関係）

規則第6条に定める会計監査の実施の状況に関する公安委員会への報告については、毎年4月末日までに、その行った会計監査の実施状況及び会計監査の結果に基づく措置の状況を取りまとめ公安委員会に報告することとしたほか、特に必要があるときは、速やかに報告することとした。

3 運用上の留意事項

(1) 会計監査員の権限等

広島県警察の会計監査の実施に関する訓令（平成16年広島県警察本部訓令第17号。以下「訓令」という。）第2条第1項に基づき本部長から指名された会計監査員は、会計監査実施者である本部長による監査を行うものであり、会計監査実施者が自ら会計監査を行う場合と同様に、規則第5条に基づいて、会計監査の対象所属の長から所要の説明、資料提出及び職員の出頭を求めることができるものである。また、会計監査補助員は会計監査員の申出に基づき、本部長が決定するものとする。

なお、会計監査実施計画策定時に通年度の会計監査員及び会計監査補助員を選任するものとするが、会計監査の項目によっては、当該会計監査を執行するのに最も適する職員を新たに選任することができる。

(2) 会計監査実施計画

会計監査項目中、「会計監査の重点項目」は、特に重点的に対象とする項目を定める趣旨であり、「捜査費関係」、「旅費関係」といった程度の定めでよい。また、「会計監査の対象所属」及び「会計監査の時期」については、「警察本部・〇〇の条件に合致する所属」、「〇月中旬」といった定めでよい。

(3) 会計監査の実施

訓令第4条第2項の「広島県警察の会計経理の適正を期するため特に必要があるとき」とは、予算執行に特異な状況が見られるとき、会計監査実績等から会計監査を実施することが適当であると判断されるとき等が考えられるが、「特に必要があるとき」に該当するかどうかは、会計監査実施者が判断することとなる。また、「特に必要があるとき」に該当すると判断した場合には、厳正に会計監査を実施する責務を負うこととなる。

(4) 公安委員会への報告

訓令第7条第1項に定める公安委員会への報告は、毎年度1回の総括的な報告を定めたものであり、同条第2項の「特に必要があるとき」とは、訓令第3条の会計監査実施計画を策定したとき、訓令第4条第1項による会計監査の状況について報告の必要があると本部長が認めるとき、同条第2項による監査を実施したとき等が考えられる。